

○長浜市保育士等宿舎居住支援事業補助金交付要綱

平成30年8月1日告示第239号

改正

令和2年4月1日告示第149号
令和4年1月1日告示第2号
令和4年2月1日告示第39号
令和5年3月20日告示第56号
令和6年2月27日告示第82号
令和6年3月29日告示第172号

長浜市保育士等宿舎居住支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、保育士等の確保及び離職の防止を図るため、保育施設等で勤務する保育士等が入居するための宿舎の借上げ又は賃借（以下「借上げ等」という。）に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で長浜市保育士等宿舎居住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）保育施設等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。
- （2）保育士等 保育士、保育教諭又は幼稚園教諭で週30時間以上勤務する者をいう。
- （3）民間施設 国、都道府県及び市町村以外の者（以下「法人等」という。）が運営する保育施設等をいう。ただし、法人等が運営する保育所にあつては児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の県知事の認可を得たもの、法人等が運営する認定こども園にあつては就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の県知事の認可を得たものに限る。
- （4）公立施設 長浜市が運営する保育施設等をいう

（補助対象者）

第3条 この要綱による補助金の交付の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- （1）民間施設を運営する法人等であつて、次の要件をすべて満たすもの
ア 借上げた宿舎（市内に所在するものに限り、当該法人等の役員又は職員が所有するものを除く。）に保育士等で次の要件をすべて満たすものを居住させていること。
（ア）勤務開始日が、平成30年10月1日から令和7年4月1日であること。
（イ）保育施設等の長など保育業務に専念していない者でないこと。
（ウ）当該保育士等及びその同居者が住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと。
（エ）採用内定日以前に長浜市に住民登録がなく、勤務開始日までに長浜市に住民登録をしていること。
イ 補助金の交付請求時において納期限が到来している市税に未納がないこと。
ウ 反社会的勢力と関係がないこと。
- （2）公立施設に勤務する保育士等であつて、次の要件をすべて満たすもの
ア 勤務開始日が、平成30年10月1日から令和7年4月1日であること。
イ 採用内定日以前に長浜市に住民登録がなく、勤務開始日までに長浜市に住民登録をしていること。
ウ 補助金の交付請求時において、納期限が到来している市税、国民健康保険料（税）、保育所保育料及び幼稚園保育料に未納がないこと。

（対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、借上げ等の賃料及び共益費その他これに類する費用（以下「賃料等」という。）のうち、令和8年3月31日までの居住に係るものとする。ただし、平成30年10月1日から令和4年3月31日までに居住を開始した保育士等に係る賃料等にあつては、当該居住を開始した日から48か月を経過した日までの居住に係るものに限る。

- 2 前項ただし書の場合又は保育士等として居住している日数が1月に満たない月がある場合は、当該月の賃料等を日割り計算するものとし、日割り計算した額（小数点以下を切り捨てるものとする。）と現に支払った賃料等の額のいずれか低い額を対象経費とする。
- 3 民間施設を運営する法人等が借上げた宿舎に居住させた保育士等からその対価として費用を徴収している場合は、当該費用の額に相当する額を賃料等から減じた額を対象経費とする。
- 4 民間施設を運営する法人等が借上げた宿舎1戸に複数の保育士等を共同で居住させている場合は、当該宿舎1戸に係る賃料等の額を居住させている保育士等の人数で除して得た額を対象経費とする。
- 5 公立施設に勤務する保育士等に係る対象経費は、当該保育士等が宿舎の賃貸借契約者として支払った賃料等に限るものとし、当該保育士等及びその同居者が住居手当その他これに類する手当の支給を受けている場合は、当該手当の額に相当する額を賃料等から減じた額とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、1月ごとの対象経費に4分の3を乗じて得た額の合計額とする。ただし、1月当たり42,000円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した当該年度の補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、長浜市保育士等宿舍居住支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 保育士等に係る資格等を有することを証する書類
- (3) 雇用通知書の写し
- (4) 住居手当の額がわかる書類
- (5) その他必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、保育士等が入居した月の末日とし、翌年度以降は4月末日とする。

(変更の届出)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、申請の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、宿舍の借上げ等に係る実績について、当該年度の3月31日までに、長浜市保育士等宿舍居住支援事業補助金実績報告書(様式第2号)に賃料等を支払ったことを証する書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(交付請求)

第9条 補助金の確定通知を受けた者は、長浜市保育士等宿舍居住支援事業補助金請求書(様式第3号)により、市長に補助金を請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和2年4月1日告示第149号)

改正

令和4年2月1日告示第39号

令和5年3月20日告示第56号

令和6年2月27日告示第82号

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、長浜市補助金等交付規則第5条の規定による交付の決定を受けた者の令和2年度から令和5年度までの長浜市保育士等宿舍居住支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定の適用については、同項中「42,000円」とあるのは、「61,500円」とする。

附 則(令和4年1月1日告示第2号)

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年2月1日告示第39号)

この要綱は、令和4年2月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則(令和5年3月20日告示第56号)

この要綱は、令和5年3月20日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則(令和6年2月27日告示第82号)

この要綱は、令和6年3月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

附 則(令和6年3月29日告示第172号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

長浜市保育士等宿舍居住支援事業補助金交付申請書

年 月 日

長浜市長 あて

住所

氏名

(自署の場合は押印不要)

電話番号

私は、この補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

交付年度	年度	当初交付年度	年度
交 付 申 請 額			円
添 付 書 類		<ul style="list-style-type: none">・ 賃貸借契約書の写し・ 保育士等に係る資格等を有することを証する書類・ 雇用通知書の写し・ 住居手当等の額がわかる書類・ その他必要な書類	

(個人での申請の場合)

私の住民基本台帳、市税、国民健康保険料(税)及び保育料の納付に関する資料を
閲覧されることに同意します。

(法人での申請の場合)

当法人の登記簿、市税の納付に関する資料を閲覧されることに同意します。

住所

氏名

(自署の場合は押印不要)

長浜市保育士等宿舎居住支援事業補助金実績報告書

年 月 日

長浜市長 あて

住所

氏名

(自署の場合は押印不要)

電話番号

次のとおり報告します。

補助年度	年度	交付決定 年 月 日	年 月 日	交付決定 番 号	第 号
補助事業の完了年月日			年 月 日		
補助金の交付決定金額					円
補助金の既交付金額					円
補助金の経費精算額 (支払対象金額)					円
添 付 書 類					・ 賃料等を支払ったことを証する書類

長浜市保育士等宿舎居住支援事業補助金請求書

年 月 日

長浜市長 あて

住 所

氏 名

(自署の場合は押印不要)

電話番号

次のとおり請求します。

1 請求金額

交付 年度	年度	交付決定 年 月 日	年 月 日	交付決定 番 号	第 号
交 付 請 求 金 額		円			
交 付 確 定 金 額		円			
(支援金の既交付金額)		円			
(未交付金額)		円			

2 振込先口座

指 定 預 金 口 座	金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協 信用組合 労働金庫 本店・所 支店・所 出張所 (該当に○)				
	預金種別	普通 ・ 当座 (該当に○)				
	口座番号					※右詰めで記入
	口座名義人	フリガナ				
	氏 名					

(注) 口座は支援金の交付決定を受けた者の名義に限ります。